



Osaka Gakuin University Repository

Title	『魏志』倭人伝に係る、もう一つの解釈 －邪馬台国位置論に関連して－ Another Interpretation on the Location of Yamatai in the Gishiwajinden in the Sanguozhi
Author(s)	田中 章介 (Shosuke Tanaka)
Citation	大阪学院大学 人文自然論叢 (THE BULLETIN OF THE CULTURAL AND NATURAL SCIENCES IN OSAKA GAKUIN UNIVERSITY), 77-78 : 1-23
Issue Date	2019.03.31
Resource Type	Article/ 論説
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

『魏志』倭人伝に係る、もう一つの解釈
－ 邪馬台国位置論に関連して －

田 中 章 介

Another Interpretation on the Location of Yamatai
in the Gishiwajinden in the Sanguozhi

Shosuke Tanaka

【Abstract】

The location of the country of Yamatai is still a matter of academical controversy.

The conventional theories concerned are divided in two, one is the Kinki-theory and the other is the Kyūshū-theory. Only recently the former is regarded as more likely than the latter. I have my doubts, however, about the traditional interpretation of the so-called Gishiwajinden.

That is the reason why I propose another interpretation of a geographical location of Yamatai, the capital of the kingdom of Wa.

In accordance with the established theory, the total distance from Tai-fang prefecture to Yamatai, where a Queen holds her court, is 12,000-odd li. By the way, on the one hand, the distance from the country of Fumi to Yamatai, which is partial of the total distance mentioned above, is estimated to be about 1,300 li. On the other hand, the Gishiwajinden describes that the same journey as above takes 30 days by water and one month by land. To be brief, the distance of about 1,300 li is inconsistent with that of about 2 months' journey, for the latter is presumed to be supposedly mendacious rumours started by the Wa people.

In conclusion, my opinion is as follows; Himiko, Wa ruler friendly to Wei, holds her court in the country of Yamaka (邪馬嘉国), which is different from the country of Yamatai (邪馬台国), namely, Yamaichi (邪馬壹国) in the Gishiwajinden. Undoubtedly in Yamato area, there existed the country of Yamatai, which is either the predecessor or the beginnings of the Yamato dynasty.

Key words : Sanguozhi, Wei Zhi, Wajinden, Yamatai, Himiko

はじめに

いわゆる邪馬台国の所在地をめぐる論争は、大別して近畿説と九州説に分かれるが、その対立はいまだに解消していない¹⁾。

その邪馬台国論争の主たる論拠とされる史料は、晋の陳寿（233-297年）の撰した『三国志』（以下、『三国志（百衲本）』という。）²⁾の「卷三十・魏書三十・烏丸鮮卑東夷伝第三十・倭人条」（以下、『魏志』倭人伝」と略す。）であるが、わが国におけるその『魏志』倭人伝研究の歴史的端緒はすでに、わが国最古の勅撰の正史『日本書紀』（舎人親王ら撰、養老4年（720））にあり、「気長足姫尊 神功皇后」の摂政39年、40年、43年および66年の各条の分注が『魏志』倭人伝等を引いている記述にある³⁾。

しかし、邪馬台国比定地に関する有力見解の一つ、いわゆる近畿説と目される記述は、遠く432年頃に成る范曄撰『後漢書』東夷伝倭条の「其大倭王居邪馬臺國 案今名邪摩惟音之訛也 樂浪郡徼去其國萬二千里」⁴⁾、あるいはその後も636年に成る魏徵撰『隋書』東夷伝倭国条「都於邪摩堆則魏志所謂邪馬臺者也」⁵⁾がある。そしてわが国では、江戸時代の6代将軍・徳川家宣、7代将軍・徳川家継の時代の政治家であり儒学者でもあった新井白石（1657-1725年）がその論考「古史通或問」において邪馬台国の所在地に触れ、「邪馬臺国は即今の和国なり」⁶⁾と論じたのが創始のようである。

しかし、新井白石は晩年の研究で、「古史通或問」よりも後のものとされる自筆本（巻物）、『外国之事調書』において「邪馬臺 ^{ヤアマタハイ} 筑後山門郡」などと記述していて、邪馬台国九

- 1) 平成23年度に全国の高等学校で使用されていた「日本史B」の文部科学省検定済教科書全11冊の記述を検証すると、山本博文ほか『日本史B』（東京、東京書籍、2010年）、25頁のみが、「畿内説（大和説）が有力になりつつある。」として位置論争の現状に触れている。教科書の記述だけに重い。
- 2) 本稿で用いたテキストおよび主として参照した原文は次のとおりである。
 - ・テキスト：〔晋〕陳寿撰・〔宋〕裴松之注『三国志（全5冊）』（北京、中華書局出版、1959年）の標点本（以下、『三国志（標点本）』と略す。）。
 - ・原文：陳寿撰『三国志（百衲本二十四史・宋紹熙刊本）』（台北、台湾商務印書館、1967年）（以下、『三国志（百衲本）』と略す。）。
 なお、本稿においては、正字の漢字は、特記する場合のほかは、すべて常用漢字に改めている。
- 3) 坂本太郎ほか校注『日本書紀（2）〔全5冊〕』（東京、岩波書店、1994年）、172頁、188頁、503頁および507頁。摂政66年条は晋書起居注を引く。
- 4) 范曄撰『後漢書（百衲本二十四史・宋紹興刊本）』（台北、台湾商務印書館、第3版、1973年）、3861頁。
- 5) 魏徵撰『隋書（百衲本二十四史・元大徳刊本）』（台北、台湾商務印書館、第3版、1973年）、11983頁。
- 6) 新井白石「古史通或問 下」今泉定介編輯兼校訂『新井白石全集 第3』（東京、古川半七、1906年）、388頁。なお、この「古史通或問 下」の文末には「正徳6年（1716 筆者）丙申3月下澣」とある。重要である。

州説の立場に転じている。このことから、九州説の創唱者は本居宣長ではなく新井白石である、とする宮崎道生の有力見解⁷⁾があり、首肯できる。

もちろん、江戸の国学者・本居宣長（1730-1801年）の緻密な論述は周知のことであって、その論考「馭戎慨言」（安永7年（1778）12月）において、遣魏使を「筑紫の南のかたにていきほひある。熊襲^{クマソ}などのたぐひなりしものの。」⁸⁾とし、「女王の都と思ひしも。皆筑紫のうちなりけり。」⁹⁾として九州説の立場を明確にしている。

その後も多くの邪馬台国比定地や関連する学説が提示されて今日に至っているが、それを本稿で逐一検証することはしない。そうではなくて、先行研究を可及的に踏まえつつも今一度原点に立ち戻って、『魏志』倭人伝等の文献を読み直す必要性を痛感した、ということである。

三品彰英によれば、「『魏志』本文の読み方のごときも、本来は文章そのものを素直に読むべきであるにもかかわらず、邪馬台国の位置を推定するために、いろいろと無理な読み方が工夫されて論争がくり返されるという悪循環を結果したのである。」¹⁰⁾とするが、その「素直」な読み方こそが難題であって、それは決して「撰者の考えのごとく読む」¹¹⁾ということではない。筆者なりに、それを文献の文言および論理に可及的にこだわる解釈をすること、すなわち「文言的・論理的理解」（法律解釈にいう、「文言解釈および論理解釈」に相当する。）と理解していて、本稿は、そのような視点からの、もう一つの文献解釈の試みである。そしてそうすることにより、一つの結論を得ることができた、と考えている。

I 陳寿『魏志』とその先行史書

魚豢『魏略』の成立につき、265年、すなわち魏朝最後の皇帝・陳留王奂の咸熙2年（同年12月、魏から禪譲を受けた西晋武帝（司馬炎）が泰始元年と改元）9月から12月の間とする江畑武の見解がある¹²⁾が、池田温も265年前後を妥当としている¹³⁾。

-
- 7) 宮崎道生「『外国之事調書』について」（『史学雑誌』第66編第4号、東京、1957年）；同「新井白石の邪馬台国観」（『神道学』出雲復刊第12号、東京、1957年）。
なお、宮崎道生の後者の論文23頁に、「多分享保8年（1723 筆者）のものと推測せられる安積澹泊の白石宛手簡に、白石の主張を引いて」いる、とされていることから、『外国之事調書』は、「或問」後ではあるが、1723年以前の執筆ということになる。
 - 8) 本居宣長「馭戎慨言」大野晋・大久保正編集校訂『本居宣長全集 第8巻』（東京、筑摩書房、1972年）、32頁。
 - 9) 本居、註8前掲書、33頁。
 - 10) 三品彰英『邪馬台国研究総覧』（大阪、創元社、1970年）、502頁。
 - 11) 三品、註10前掲書、528頁。
 - 12) 江畑武「魏略の成立年次について - 『晋書限断』論と関連して -」（村上四男博士退官記念論文集編集委員会『村上四男先生和歌山大学退官記念朝鮮史論文集』、東京、開明書院、1981年）、43-68頁。
 - 13) 池田温「東洋学からみた『魏志』倭人伝」平野邦雄編『古代を考える 邪馬台国』（東京、

池田温は、加えて、「陳寿が『魏書』（いわゆる『魏志』。以下『魏志』と略す。筆者）編纂にさいし、成書として流布していた王沈『魏書』（官撰的性格の強い書 筆者）・魚豢『魏略』（私撰の書 筆者）両書を主要な依拠とした点は、現行裴松之注本『三国志』魏書を一読すれば何人も容易に認識し得る。」¹⁴⁾、ともしている。確かに、通例のテキスト『三国志（標点本）』あるいは『三国志（百衲本）』（註2参照）の卷三十・魏書三十・烏丸鮮卑東夷伝を参照すれば、「魏書 曰：」「魏略 曰：」の記述に多くの紙幅を各所に割いているのであるから、まさにそのとおりであろう。もっとも東夷伝に限って言えばもっぱら『魏略』に依っていることから、王沈『魏書』には本来倭人伝はなかったとする見解は有力であろう¹⁵⁾。

さらに石原道博を参照する¹⁶⁾。すなわち、唐の張楚金撰・雍公叡注『翰苑』卷第三十・蕃夷部倭國条¹⁷⁾の正文「分職命官統女王而列部」の割註に「魏略曰」（魏略逸文）として帶方郡から対馬国・一支国・末盧国を経て伊都国に至る記述があり、また正文「文身黠面猶稱太伯之苗」の割註にも、「魏略曰女王之南又有狗奴國（中略）自帶方至女國万二千餘里」の記述がみえる。そこでこの箇所を『魏志』倭人伝と対比すれば、確かに、「一読ただちに『魏志』が『魏略』によったことがしられる。」¹⁸⁾のであり、したがって『魏志』倭人伝の、その「大半が魚豢の『魏略』によったことはうたがいない。」¹⁹⁾、ともされる。

以上要するに、『魏志』東夷伝の多くを『魏略』に依ったとする上記諸見解は、（『魏略』東夷伝と『魏志』東夷伝は、親（前者）・子（後者）関係ではなく王沈『魏書』を親とする兄弟関係、とみる）山尾幸久の有力な異論²⁰⁾はあるものの、明治43年（1910）の内藤

吉川弘文館、1998年）、98頁。なお、門脇禎二『邪馬台国と地域王国』（東京、吉川弘文館、2008年）、4頁も、『魏略』は265年に成ったとされる、と賛同するが、山尾幸久『新版・魏志倭人伝』（東京、講談社、1986年）、49頁では、「魚豢の『魏略』はたぶん270年代に書かれたのであろう。」とやや異なった見解を示す。また、かつては、「魏略は（晋 筆者）武帝の太康年間（280-290年 筆者）に成る」とする伊藤徳男の見解もあった（伊藤徳男「魏略の製作年代に就いて」（『歴史学研究』第4巻第1号、東京、1935年）、72頁）。

14) 池田、註13前掲論文、98-99頁。

15) 池田、註13前掲論文、99頁。また、榎一雄著作集編集委員会編『邪馬台国 榎一雄著作集8』（東京、汲古書院、1992年）、239頁は、王沈『魏書』には、東夷関係の記事がなかったか、陳寿『魏志』を補うに足るものがなかったのであろう、とする。

16) 石原道博編訳『新訂 魏志倭人伝他3篇-中国正史日本伝（1）-』（東京、岩波書店、1985年）、21頁以下。

17) 竹内理三校訂・解説『翰苑』（東京、吉川弘文館、1977年）、原文60-64頁。

18) 石原、註16前掲書、22-23頁。

19) 石原、註16前掲書、21頁。

20) 山尾幸久『新版・魏志倭人伝』（東京、講談社、1986年）、49頁。また、山尾幸久「魏志倭人伝の資料批判」（上田正昭・井上秀雄編『古代の日本と朝鮮』、東京、学生社、1974年）、26-53頁〔29頁〕は、「陳寿が魏略を参看しえたにしても、彼が、典拠を、むしろ魏書（王沈撰筆者）に求めたであろうことは容易に想像されるところである。」とする。

虎次郎「卑弥呼考」²¹⁾、白鳥庫吉「倭女王卑弥呼考」²²⁾以来、現在も通説的取扱いをうけている²³⁾、と解される。

そこで前述の『魏略』を除く各史書の編纂時期に関してである。まず、王沈『魏書』であるが、その成立年次を、池田温は、250年代から260年代前半にかけてである²⁴⁾とし、江畑武は「咸熙元年（264 筆者）5月より泰始2年（266 筆者）5月までの間と推測される。」²⁵⁾が、あるいは「咸熙元年5月より翌2年（泰始元）（265 筆者）12月までの間、という推測も可能」²⁶⁾とする。

また山尾幸久も、「魏書は王沈が亡くなった266年5月以前に完成していたことが確かである」²⁷⁾とし、「260年代前半にはほぼ完成していた」²⁸⁾と述べる。諸説に大きなずれはない。

次に陳寿の『魏志』の編纂時点に関しては、まず池田温は280年-290年²⁹⁾と述べるが、榎一雄も「陳寿の『三国志』は、晋が呉を滅ぼして天下を統一した太康元年9月（280年10-11月）以後、夏侯湛の死去した元康元年（291）以前に完成したものである。」³⁰⁾（傍点筆者）とする。

また、山尾幸久は、「『三国志』の成立は、晋の武帝の晩年である太康年間（280-289）、陳寿の著作郎時代という以上には限定できない。」³¹⁾としつつも、「『三国志』の脱稿は284-289年のあいだ」³²⁾、さらには一つの推測としてはその完成は「284年」³³⁾、ともする。

江畑武は、『三国志』の「その成立年次は283年より284年閏12月までの間と推考されよう。」³⁴⁾としていて、『三国志』の成立年次に関してはここでも有力見解はほぼ一致を見ている。

なお、裴松之の加注は、『三国志（百衲本）』（4207頁）中の自身による「上三国志注表」末尾に「元嘉6年（429 筆者）7月24日」と記されていることから、『三国志』成立の約140-150年後ということになる。

21) 内藤虎次郎『内藤湖南全集 第7巻』（東京、筑摩書房、1970年）、247頁以下。

22) 白鳥庫吉『白鳥庫吉全集 第1巻 日本上代史研究 上』（東京、岩波書店、1969年）、3頁以下。

23) 江畑、註12前掲論文、43頁。

24) 池田、註13前掲論文、96頁。

25) 江畑、註12前掲論文、61頁。

26) 江畑、註12前掲論文、61頁。

27) 山尾幸久『日本古代王権形成史論』（東京、岩波書店、1983年）、11頁。

28) 山尾幸久『新版・魏志倭人伝』（東京、講談社、1986年）、52頁。

29) 池田、註13前掲論文、99頁。

30) 榎一雄著作集編集委員会編『邪馬台国 榎一雄著作集 8』（東京、汲古書院、1992年）、265頁。なお、傍点（筆者）箇所は「9月以後（280年10-11月）」の誤植であろう。

31) 山尾幸久『魏志倭人伝』（東京、講談社、1972年）、29頁。

32) 山尾、註28前掲書、39頁。

33) 山尾、註28前掲書、39頁。

34) 江畑、註12前掲論文、62頁。

問題は、『広志』である。

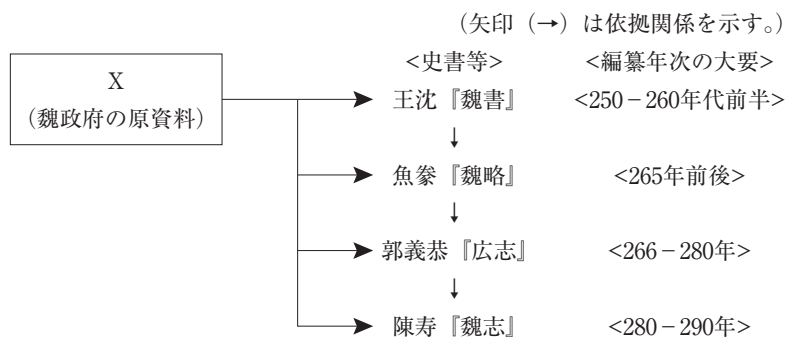
榎一雄は、郭義恭『広志』の存在を重視して古立初氏の見解や『斉民要術』、『芸文類聚』等の記述を検証し、「『広志』は晋の泰始2年（266）以後、太康元年（280）3月以前に作られた書物であると考えられる。」³⁵⁾と結論づけている。そして続けて、『広志』とはほぼ同時期の編纂とされる『魏略』および『魏志』との倭人関連記事の依拠関係については、倭人に関する原資料X（魏政府の倭人との交渉記録・報告の類）を想定して以下の4つの組み合わせが考えられるとする³⁶⁾。

- (A) Xから『広志』『魏略』『魏志』のそれぞれが出た。
- (B) Xから『広志』、『広志』から『魏略』、『魏略』から『魏志』が出た。
- (C) Xから『広志』と『魏略』とが、『魏略』から『魏志』が出た。
- (D) Xから『広志』、『広志』から『魏志』、Xから『魏略』が出た。

以上を踏まえて榎一雄は、『魏略』→『魏志』を妥当だとすれば、(B)および(C)が成立可能だとしている³⁷⁾。

しかし、池田温は「夫余が赤玉を出すことは『魏略』（『太平御覧』巻804引）にも見えるから、郭義恭『広志』の編纂にさいし『魏略』も参照されたと解し得る。」³⁸⁾とし、石原道博も「伊都国にも言及されている晋の郭義恭の『広志』の逸文（中略）は、おそらく『魏略』によったものであろう。」³⁹⁾とする。この両者の見解は踏まえるべきであろう。けだし、「広志の編纂はもと魏略・魏志以後であろうし、」⁴⁰⁾とする橋本増吉の見解はあるものの、これは必ずしも明確な記述ではないこと、また既述の有力学説に基づくそれぞれの編纂年次よりして、『広志』を『魏志』以後とする見解は採り得ないからでもある。

因って、これまでの検討結果を踏まえ、編纂年次を加味した各史書等の依拠関係の概要は、次のように表示し得る。



35) 榎、註30前掲書、256頁。

36) 榎、註30前掲書、257-258頁。

37) 榎、註30前掲書、258頁。

38) 池田、註13前掲論文、100頁。

39) 石原、註16前掲書、24頁。

40) 橋本増吉『邪馬臺国論考 1』（東京、平凡社、1997年）、183頁。

以上要するに、いわゆる邪馬台国への行程・位置論の文献的考察に当たっては、先行史書等とされる魚豢『魏略』や郭義恭『広志』の記事にも更なる留意が不可欠になる、ということである。あえて言えば、これまでの邪馬台国位置論においては、『魏志』を重視するあまり、『魏略』や『広志』が看過され、あるいは少なくとも軽視されてきたのではないか。

そこで次章以下では、『魏志』と対比しながら、『魏略』・『広志』にも立ち入って検証したい。

Ⅱ 『広志』逸文の解析

1. 『広志』序説 — 3つの論点

以下、まず『広志』（張楚金撰『翰苑』所引）逸文を考察するが、本稿での『翰苑』に関する原文・釈文・訓読文の引用または参照は、別段の注記をしない限り、すべて竹内理三校訂・解説『翰苑』⁴¹⁾による。あらかじめお断りしておきたい。

さて、その『翰苑』の後叙には顕慶5年（660）3月12日「遂著是書」（遂に是の書を著わす。）と記されている。そしてその蕃夷部倭国条の正文には、

「邪屈伊都傍連斯馬」（原文）

とする重要な文言が見え、続けて『広志』に関する以下の割註がある。

「廣志曰倭國東南陸行五百里到伊都國又南至邪馬嘉國百女國以北其戸數道里可得略載次斯馬國次巴百支國次伊邪國安倭西南海行一日有伊邪分國無布帛以革爲衣盖伊耶國也」（原文）

以上わずか75文字の『広志』逸文ながら、極めて重要な少なくとも3つの論点を看取すべきだと筆者は考えている。

すなわち、その一は、邪馬嘉国と伊都国の位置関係、その二は、邪馬「嘉」国と邪馬「臺」国の異同、そしてその三は、邪馬嘉国の代名詞「女国」、以上の3論点である。以下、順次検討していく。

2. 邪馬嘉国と伊都国の位置関係

1) 有力学説の検証

① 竹内理三『翰苑』の見解

その訓読文は次のとおりである。

（正文）「邪は、伊都に^{いと}届^{いた}り、^{かたわら}傍、^{しま}斯馬^{つら}に連なる。」

41) 竹内、註17前掲書、原文60頁以下、釈文49頁以下、訓読文119頁以下。

(割註)「広志に曰く、倭国、東南に陸行すること五百里にして、伊都国に到る。又、南して邪馬臺国に至る。女王国より以北は、其の戸数道里、略載することを得べし。次に、斯馬国。次に巴百支国。次に伊邪国。案ずるに、倭の西南に海行すること一日に、伊邪分国有り。布帛無く、革を以て衣と為す。蓋し伊邪国なり。」

② 榎一雄の見解⁴²⁾は次のとおりである。

(正文)「邪届〔馬の誤り〕・伊都〔の兩國〕、傍、斯馬〔斯馬国〕に連なる」

(割註)「広志に曰く、倭(倭の誤り)国は東南に陸行すること五百里にして伊都国に到る。又、南して邪馬嘉(臺の誤り)国に至る。女国(女王国)百り(自の誤り)以北、其の戸数道里、略載するを得べし。次は斯馬国、次は巴百支(『魏志』には巴百支)国、次は伊邪国。安(也の誤字で上文に続くものとも、自又は而の誤字で次の倭すなわち倭に続けて、倭より、或いは而してと読むものとも考えられる。)倭(=倭)西南海行すること一日にして伊邪分国有り。

布帛無く、革を以て衣と為す。蓋し伊邪(耶の誤り。筆者)国也。」

③ また、橋本増吉の論述は次のとおりである⁴³⁾。

すなわち、翰苑正文の「邪届伊都傍連斯馬」(原文)を「邪届は伊都の傍で、斯馬に連なる」と訓読し「邪届」は翰苑撰者の略語使用例からみても「邪馬臺」を意味するものであることは推測に難くない、と述べる。

そして、翰苑撰者が「郭義恭の広志を引き、邪馬臺国が伊都国の傍国で斯馬国に連なることを述べ、(中略)翰苑の撰者張楚金の態度は、魏志の伊都国以下の記事を取らず、広志によりて伝えらるゝ伊都と邪馬臺の傍国であることを認めたものと推考せらるのである。(中略)少くとも魏略の記事は魏志と異り、同時に広志に見るが如き邪馬臺国と伊都国の傍国なることを記せし記載が存在せしことを示すものではあるまいか。」⁴⁴⁾と魏略にも踏み込んでいる。

④ 門脇禎二は極めて簡明に、『翰苑』所引の『『広志』には伊都国のすぐ南に邪馬台国はある、と書いてあるんですよ。』⁴⁵⁾と述べている。

2) 伊都国近傍の邪馬嘉国

① 『翰苑』正文の「邪届伊都傍連斯馬」を、筆者は、「邪は伊都に届き、〔そして兩國は〕傍にして、斯馬に連なる。」と解釈しているが、仮に榎一雄、橋本増吉にしたがい、「邪届」は「邪馬」の誤りであるとすれば、やはり兩國が相互に傍国であることを述べるも

42) 榎、註30前掲書、253頁。

43) 橋本、註40前掲書、187頁。

44) 橋本、註40前掲書、188頁。

45) 門脇禎二『邪馬台国と地域王国』(東京、吉川弘文館、2008年)、87頁。

のといえる。

また『翰苑』割註の「廣志曰」に続く「倭國東南陸行五百里到伊都國又南至邪馬嘉國」に関しては、「又」の文字を重視し、「到」と「至」の異同に配意し、さらに推定里数（Ⅲ、1で詳論する。）も加味して、「倭国は、東南に陸路を500里行けば（曲折を経て）伊都国へ到達し、そのうえさらに、南に（約1,500里）行けば（目標の）邪馬嘉国に行きつく。」（括弧内は筆者）、と読解したい。

要するに、『翰苑』正文および『広志』割註の解釈からは、邪馬嘉国と伊都国の両国は近傍であると理解して間違いない。

なお、魏略にも邪馬嘉国を伊都国の傍国とする記載があったのではないかとする上記の橋本増吉見解（前頁③。橋本増吉は、邪馬嘉国を邪馬臺国としているが。）は、文献の实在の文言にこだわりたい筆者としては残念ながら採り得ないが、大いに留意したい。

- ② なお、ここであらかじめ明確にしておきたいことは、邪馬「嘉」国即ち邪馬「臺」国であるとする定説的見解に、筆者としては賛同できない、ということである。「嘉」は何故に「臺」の誤りであるとされるのか、そのような理解は恣意的・意図的ではないのか、それとも両者の字形がやや近似であるからだけなのか。筆者には不明である。仮に、明確な論拠がないのであれば、表記のままに、邪馬「嘉」国は「邪馬嘉国」として理解すべきである。「嘉」と「臺」を同一視する解釈は採り得ない。邪馬嘉国と邪馬臺国は、明らかに似て非なる国なのである。逐次、論証する。

3. 重要熟語「女国」 — 「邪馬嘉国」の代名詞

『広志』逸文では、「又南至邪馬嘉國」（原文）に直ちに続けて、「百女國以北其戸數道里可得略載」（原文。傍点 筆者）とする記述があり、「女国」は「邪馬嘉国」の代名詞として用いられている、と解される。

しかし、竹内理三積文では、「自女王國以北」（傍点 筆者）と書き改められ、前述（Ⅱ、2、1）、②の榎一雄の見解も同様である。要するに原文の「女国」は「女王国」の誤りであって「王」字が脱落しているとする解釈は定説のようであり、異論を聞かない。

しかし、「女国」と「女王国」とでは字義が異なるのである。誤字・脱字に対する安易な決め付けは避けたいと思う。少なくとも字義的には、「女国」は女性が首長である国を言うのであろうが、その首長が女「王」であることまでも意味しているわけではない。一方、「女王国」は、一般に、女性が「王」である国を意味するとしてもここでは（後にⅣ、2で詳論するが、あらかじめここで結論のみを記すと）、明確に、女王卑弥呼による「女王国連合」、すなわち女王卑弥呼の支配領域内諸国の連合体を意味し、陳寿が親魏倭王と言うときの「倭」国、をいうものと理解されるのである。因みに門脇禎二は、「この

『女王国』は、多くの研究者によって“女王国連合”と表現される。私もそう思う。⁴⁶⁾とここでも明快である。

『広志』はあくまでも「邪馬嘉国」の代名詞として「女国」の熟語を充て、当該国を女王国連合内の基点国にしてそれ以北の国々にあつてはその戸数・道里をほぼ記載できる、としているのである。したがってここは原文の文脈のままに「自女国以北」でなければならぬ。そうではなくて、「女王国連合」を意味する「女王国」と解した場合は、その「女王国連合より以北云々」の解釈が困難である。「女国」は、「女王国」の「王」字の脱落ではなくて、「邪馬嘉国」を意味する極めて重要な熟語なのである。

Ⅲ 『魏略』および『太平御覧』の参酌

1. 『魏略』に学ぶ — 「女国」と「女王国」の分別記述

1) 「帯方—女国」間「万二千餘里」(『魏略』原文)

『翰苑』所引『魏略』には、「魏略曰女王之南又有狗奴國(中略)自帯方至女國万二千餘里」(原文。傍点 筆者)とする記述がある。ここでも、あくまでも「女国」であり、そして帯方郡から「女国」(『広志』にしたがえば「邪馬嘉国」)までの行程が、「万二千餘里」なのである。その内訳も、正文「分職命官統女王而列部」の割註に「魏略曰從帯方至倭」に続けて次のように明記されている。

①「帯方—拘耶韓国」7,000餘里、②「拘耶韓国—対馬国」1,000餘里、③「対馬国—一支国」(里数の記述無し)、④「一支国—末盧国」1,000餘里、⑤「末盧国—伊都国」500里。

仮に「対馬国—一支国」1,000餘里(『三国志(百衲本)』の『魏志』倭人伝より推定)とすると、帯方郡から伊都国までが約10,500餘里、伊都国から「女国」(邪馬嘉国)までは差引けば約1,500里である。

ところが、「伊都国—女国(邪馬嘉国)」間の行程の記述はない。何故か。

「わざわざ行程を記すほどの遠距離とはみていない。」⁴⁷⁾との説もあるが、一概にそうとも言いきれない。むしろ次のような理由からではないか、と考えられる。①差引き計算をすれば直ちに判ることであるから記述するまでもない、②距離記述をすることによって、近距離間ほど実測値との誤差は判明し易く、そうすると距離記述のすべてに信憑性・確からしさが失われる、あるいは、③全体の行程・各国間行程の正確性に些かなりと疑念があれば、一部に余白を設けて誤差を吸収する余裕を持たせておくことこそ撰者の賢明な記述手法であろうこと、などである。

いずれにせよ、「帯方—女国」間の全体行程は「万二千餘里」であることが前提とされているのであり、そしてそうであればその里数の精度(実測値との誤差の有無や程度)は

46) 門脇、註45前掲書、41頁。

47) 門脇、註45前掲書、37頁。

今ここで問うべきことではない。撰者は何らかの先行資料なり情報なりあるいは意図なりに基づいて全体行程を12,000余里と確定し明記したのであり、「伊都国-女国」間も同一測定基準・同一測定単位による、その一部分区間としての約1,500里なのである。このことは文脈上明らかである。したがって、この里数は全体行程との対比において、厳密にはないにしろ比例的に、あるいは、言わば相対的に、理解する以外にはないのである。殊更に、この1,500里のみを採り上げて実測値に換算するなどはおよそ有意義とは言えず、位置論の考察上混乱をもたらすのみであろう。

そうすると、この「伊都国-女国」間の行程は、帯方郡と女国の両者間の全行程12,000余里に対比して、つまり比例的にあるいは相対的に見て近傍である、と考えざるを得ない。

しかしあえて補足する。『漢語大詞典』⁴⁸⁾によれば、漢末・三国および西晋の時代は、1尺=24.2cm、であり、「6尺1歩・300歩1里の制も、漢代から隋代まで行われていたことがわかっている。」⁴⁹⁾とすると、1里=435.6m、12,000里=5,227.2kmとなる。帯方郡から直ちに南下すれば直線距離では優に赤道を超える。若干の東行等があるとはいえ、これは、倭は「計其道里当在会稽東冶之東」(『魏志』倭人伝)とする記述と符合しない。そこで、1里=70~100m、とする短里説⁵⁰⁾の主張が有力になるが、しかしこれは全体行程12,000余里を前提にしている、一種の比例的・相対的解釈である。

2) 『魏略』逸文にみる「女王国」

『法苑珠林』所引(『魏略輯本』所引)の『魏略』逸文中にもう一つ重要な一文がある。

「魏略曰。倭南有侏儒國。其人長三四尺。去女王国四千餘里」⁵¹⁾(傍点 筆者)

ここでは、「女国」ではなくて、「女王国」と明記され、両者が書き分けられているということである。すなわち、親魏「倭」王とされるときの卑弥呼の支配領域である「倭」(すなわち「女王国連合」)の南に侏儒国が有るとされ、次々句では同一語の重複を避け、「倭」に代えて同義語の「女王国」の熟語を用いて「去女王国四千餘里」と記すのである。ここは「女国」ではないのである。『魏略』が厳密に書き分けしていることは明らかである。

48) 漢語大詞典編輯委員會編纂『漢語大詞典』(上海、漢語大詞典出版社、1994年)、附録「中国歴代度制演変測算簡表」、3-7頁。(参照) 藪田嘉一郎編訳注『中国古尺集説』(京都、綜芸舎、1969年)。

49) 山尾、註28前掲書、93頁。

50) 安本美典『「邪馬壹国」はなかった - 古田武彦説の崩壊 -』(東京、新人物往来社、1980年)、140-141頁。同氏は、地域的短里説を採り、「帯方郡-奴国、(伊都国を経由)」間の10,600里(倭人伝の記述)と実際の距離946.5kmの対比から、1里 \approx 89.3mを算出している。

51) 道世撰「法苑珠林(百卷)卷第5」(都監 高楠順次郎『大正新修大藏経 第53卷事彙部上』、東京、大正一切経刊行会、1928年)、308頁；魚豢撰・張鵬一輯『魏略輯本 卷21』(名古屋、采華書林、1972年)、336頁。なお、『魏略輯本』では、句読点はなく、当該文末に「法苑珠林五引魏略」とある。

因みに、次節で参酌する『太平御覧』では、「去女王国四千餘里」の一文は「去倭国四千餘里」と明記されている。「女王国」=「倭国」なのである。

2. 『太平御覧』の参酌 — 「女国」、そして「耶馬臺国」の名称登場

1) 『太平御覧』と『三国志』版本

陳寿『三国志』の最古の版本は「北宋咸平6年（公元1003）国子監刻本⁵²⁾とされる。

その後、南宋紹興年間（1131-1162年）に印刷された紹興刊本⁵³⁾、そして南宋紹熙年間（1190-1194年）に印刷された紹熙刊本があるが、本稿での『三国志』原文の参照・引用に用いる『三国志（百衲本）』は、上記の北宋咸平国子監本の復刻と推定されている紹熙刊本を主体（巻4以降。日本の宮内庁所蔵）とし、巻1-3を紹興刊本で補ったものとされる⁵⁴⁾。

一方、ここで対比する、李昉ら撰の『太平御覧』（宋槧本。以下、『御覧』と略す。）の編纂は北宗の太平興国8年（983）（通説）であるから、最古の『三国志』版本よりさらに約20年前ということになる。

類書であるとはいえ史料価値を大いに評価できる一事由である。さらに、編纂年次順を「『魏略』→『御覧』引用の『魏志』倭人伝→版本中の『魏志』倭人伝」とみる三木太郎の極めて有力な見解があり、そこでは『御覧』の引用する『魏志』倭人伝を版本中の『魏志』倭人伝の稿本と推定している⁵⁵⁾。貴重な見解として重要視したい。けだし、この『御覧』において「耶馬臺国」の名称が登場するからである。

なお、本稿での『御覧』の原文は、宮内庁所蔵の宋槧本を謄写したものとされる一文（末松保和論文⁵⁶⁾）を参照・引用させて頂く。

2) 「自帶方至女國萬二千餘里」（『御覧』原文）

『御覧』での「万二千余里」も「帶方-女国」間である。「女王国」ではないのである。そして、各国間の行程については、①「狗耶韓国-対馬国」間の記述がないこと（ただし、『三国志（百衲本）』の『魏志』倭人伝から「千余里」との推定は成り立つ。）、また、②「対馬国-一大国」間が「一千余里」ではなくて、「一千里」であること、この2点に

52) 陳寿、註2前掲書（『三国志（標点本）』）、三国志出版説明、2頁。

53) 橋本、註40前掲書、見開きに図版「紹興板魏志倭人伝」が収められている。

54) 陳寿、註2前掲書（『三国志（百衲本）』）、標題紙裏頁。

55) 三木太郎『魏志倭人伝の世界』（東京、吉川弘文館、1979年）、10頁以下；同「『三国志』の中の『臺』の用例と字義-『邪馬壹国』説に関して-」（『北海道駒沢大学研究紀要』第16号、北海道、1981年）、27頁以下〔53頁〕。

56) 末松保和「太平御覧に引かれた倭国に関する魏志の文に就て」（『青丘学叢』第1号、京城、1930年）、105頁以下。

『三国志（百納本）』との相異はあるものの、帯方郡から伊都国までは、推定値を加算すれば、約10,500余里、と解される。問題は、伊都国から先である。そこで当該部分を行程を中心に『御覧』から抜粋すると次の①-③のとおりである。

- ① 伊都国の記述に続けて、「又東南至奴国百里（中略）又東行百里至不弥国」云々とあり、
- ② 次に、「又南水行二十日至於投馬国戸五万（中略）又南水行十日陸行一月至耶馬臺国戸七万女王之所都」（傍点 筆者）云々とあり、
- ③ そしてややあって、「従帯方至倭」の行程記事のまとめとして最終的に、「自帯方至女國萬二千餘里」（上記『御覧』原文）と全体行程を記すのである。

ここでの重要な結論の一は、奴国および不弥国へは帯方郡から伊都国を経由しての延長線上に理解できるとしても、さらに「於投馬国」へ、そして「耶馬臺国」へとなると、この両国を全体行程12,000余里のうち的一部分区間として理解することは、到底できそうにない、ということである。理由は以下のとおりである。

- (i) 「帯方-女国」間は、12,000余里。
- (ii) 「帯方-伊都国」間は、約10,500余里、そして「伊都国-不弥国」間は200里である。
- (iii) そうすると、「不弥国-女国」間は差引き約1,300里（「伊都国-女国」間であれば、約1,500里）である。
- (iv) 仮に、女国即ち耶馬臺国である、とすると、「不弥国-耶馬臺国」間も、当然のことながら約1,300里である。

改めて言及するまでもないが、これまでの検討を踏まえると、この「不弥国-耶馬臺国」間は、相対的に見て相互に近傍の地にあるわけである。

- (v) しかし『御覧』は、「不弥国-耶馬臺国」間の行程を、南水行30日陸行1月と記す。およそ2月（水行すれば30日、陸行すれば1月、と読めば、それでも約1月）を要するこの行程はいかにも遠絶である。

「不弥国-耶馬臺国」間は差引き約1,300里であることが自明であるにもかかわらず、この里数記事に代えて、『御覧』があえて異なる測定基準の日数記事を掲げていることも不可解である。

- (vi) 一体、(iv) と (v) のこの齟齬あるいは矛盾は何に由来するのか。

それは明らかに、女国即ち耶馬臺国、とする仮説にあるのであって、そうであれば、女国は耶馬臺国ではあり得ない、ということになる。

女国は伊都国から約1,500里の近傍の地にある邪馬嘉国の代名詞であった。

しかし『御覧』の記す女王の都する耶馬臺国は、不弥国から、したがって伊都国からも遠絶の地にある明らかに別の存在である。両国は国名の似て非なる存在、と考へざるを得ない。

- (vii) そうすると、ここで得られる唯一の結論は、不弥国から耶馬臺国に至る「南水行30

日陸行1月」の行程は、帯方郡から伊都国・奴国・不弥国経由で女国（邪馬嘉国）に至る全行程12,000余里の一部分区間ではなくて、不弥国からの全く別の行程である、ということに落着するのである。以上のことは、『魏志』倭人伝（『三国志（百衲本）』）の本文17-21行目の投馬国ないし邪馬壹国の記述が、文脈上、明らかに挿入句と解されることから推論され得るところである。

3. 耶馬臺国に至る別行程「南水行30日陸行1月」の理解

1) 有力学説による解釈

738年に成る唐の律令制度を記した書、唐の元宗御撰・李林甫ら注『大唐六典』に次のような記述がある⁵⁷⁾。

「凡陸行之程。馬日七十里。歩及驢五十里。車三十里。水行之程。舟之重者。泝河日三十里。江四十里。餘水四十五里。（以下 省略）」

榎一雄は、この記述を参考にして、魏時代も同様であったとすると、陸上歩行1日50里として1月の行程は1,500里、したがって、「伊都—邪馬台間の陸行一月すなわち一千五百里を、帯方—伊都間の距離の合計一万五百余里に加えると、一万二千余里という数字が得られる。これは倭人伝に帯方郡から邪馬台国までの距離として挙げている万二千余里に一致する。」⁵⁸⁾と論じている。

これは、伊都国から先の奴国、不弥国、投馬国、および邪馬台国を、従来の学説のごとくに帯方郡から伊都国を経由しての一延長線上に理解するのではなくて、伊都国からは当該各国へ各々分岐すると考える、いわば伊都国分岐点説である。その論拠につき、榎一雄は、「もしこれまでのように、伊都国以下を直線コースにし、水行十日、陸行一月の合計を投馬国から邪馬台国までの行程とすると、帯方郡から邪馬台国までの距離の総計は、一万七百余里（帯方郡—不弥国間。筆者）に水行三十日、陸行一月を加えたものとなり、水行・陸行の速度を如何に少なく見積もっても、それは一万二千余里を越えてしまうのである。これまでのような読み方が無理なことは、この点からも明らかであろう。」⁵⁹⁾と述べてこの新見解を呈示した。そしてさらに、「水行十日陸行一月というのは、水行すれば十日、陸行すれば一月の意に解するのが正しいであろう。」⁶⁰⁾と述べている。

しかし、山尾幸久による次のような指摘がある。すなわち、「榎説における伊都国・邪馬台国間千五百余里とは、魏晋の常用尺度による実際の距離（中略）ではなくて、帯方

57) (唐) 元宗御撰・李林甫等奉・敕注『大唐六典（尚書戸部卷第三）』（江戸、昌平坂学問所、天保7年（1836））、19頁。

58) 榎一雄『日本歴史新書 邪馬台国』（東京、至文堂、1960年）、48-49頁。

59) 榎、註58前掲書、49頁。

60) 榎、註58前掲書、49頁。

郡・狗邪韓国間七千余里、狗邪韓国・伊都国間三千五百里とするような、相対的・比例的なそれであり、至近の距離だ。しかし一日五十里行（約二二キロ）とはあくまで絶対的・実質的な距離⁶¹⁾であり、したがって榎説は、「整合的であるが、水行十日の道程＝陸行一カ月の道程＝比率的千五百里の至近距離という、成立しがたい等式によって立てられており、合理的でないとおもう。」⁶²⁾とする批判である。

また、橋本増吉による、行程記事の不整合性を述べる次の論述もある⁶³⁾。「不弥国より邪馬臺国に到る一千三百余里の行程が、不正確ながらも、その前記の里程記事より類推して、凡そ幾何の距離を予想するものなるやは、略々推考せらるべきところで、その里程に対して、水行二十日と水行十日陸行一月とを要すべしとは、到底考うべからざることであろう。」と。約1,300里の里数行程は「水行30日・陸行1月」の日数行程とは凡そ符合しない、ということである。

2) 筆者の解釈

要するに、里数行程は比例的・相対的の数値である（Ⅲ、1、1）参照）から、水行30日・陸行1月の日数行程が実際の距離の表示であるとする、いわば2種の物指しによるこの2種の数値の合算は意味をなさない。そして、その日数行程が実際の距離であることは、『大唐六典』によるほか、わが国の平安初期の律令施行細則を定めた『延喜式』（延長5年（927）撰進）・「巻二十四（主計上）」⁶⁴⁾の次の記述例（諸国から京への所要日数）からも窺知できるのである。

例1)「太宰府 行程上廿七日。下十四日。海路卅日」

例2)「長門國 行程上廿一日。下十一日。海路廿三日」

したがって、榎一雄説にしたがい、不弥国－邪馬臺国間を「水行すれば30日、陸行すれば1月」と解釈できるのであれば、『延喜式』の記述とはなるほど近似する。しかしむしろそれゆえに、結局は、「水行30日・陸行1月」（日数行程）と本来はこれに対応すべき約1,300里（里数行程）との距離に関する矛盾あるいは齟齬・不一致の真相は、有力学説によっても解明され得ない、ということである。筆者が、不弥国から於投馬国（出雲国と解される。筆者）経由で邪馬臺国に至る「水行30日陸行1月」は、帯方郡から女国（邪馬嘉国）に至る全行程12,000余里の一部分区間ではあり得ず、この里数行程とは異質な不弥国からの別行程と考えざるを得ない、と理解する所以である。

61) 山尾、註31前掲書、251頁。

62) 山尾、註31前掲書、252頁。

63) 橋本、註40前掲書、73-74頁。

64) 黒板勝美 編輯『新訂増補 国史大系（第26巻）延喜式』（東京、吉川弘文館、新装版、2000年）、616頁、619頁。

Ⅳ 『魏志』倭人伝による総括

1. 卑弥呼の時代背景

1) 『後漢書』東夷伝倭条および『魏志』東夷伝弁辰条の参照

これまでの検討を踏まえれば、帯方郡より12,000余里の里数行程は、あくまでも女国、即ち邪馬臺国に至るまでの行程である。楽浪郡からではあるが、邪馬臺国に至るまでとする記述は、実は、陳寿『魏志』倭人伝よりもおよそ140-150年後の裴松之の加注より、更に数年後の432年頃になる范曄（398-445年）『後漢書』東夷伝倭条の次の記述を待たなければならない。あえて繰り返すが、『魏志』倭人伝にはこのような記述はないのである。

ここで更に重要であると思うことは、范曄は邪馬臺国に居るのは世襲制の「大倭王」であると述べていることである。それは、女王でも卑弥呼でもないのである。

(原文)「世世伝統其大倭王居邪馬臺國（案今名邪摩惟音之訛也）楽浪郡徼去其國萬二千里去其西北界拘邪韓國七千餘里」（括弧および傍点 筆者）⁶⁵⁾

(現代語訳)「王は世襲制である。その大倭王は邪馬台国に住んでいる。楽浪郡の境界は、邪馬台国から一万二千里離れており、また邪馬台国の西北の境界にある拘邪韓国から、七千里余り離れている。」⁶⁶⁾ (傍訓省略 筆者)

この『後漢書』東夷伝の成った時代の倭国は、古墳時代中期（4世紀末-5世紀後半）に当たり、それは前方後円墳が巨大化し、ヤマト政権（大和の政治勢力が中心の政治連合）が一層強化・広域化した時代であった。范曄はこのことを承知して、『魏志』倭人伝にいう邪馬臺国（『御覧』の記す「耶馬臺國」）は大和に在りそれが邪馬臺国であると解釈し、日数記事は無視して距離記述のみにより、12,000余里は12,000里としてそのまま引用したのであろう。これが邪馬台国近畿説の原点となった、と推測される。

しかし『魏志』倭人伝の成った3世紀の倭国は事情が違う。『三国志』の『魏志』倭人伝の直前の記事、『魏志』東夷伝弁辰条は次のように記述している。

(原文)「國出鐵韓濊倭皆從取之諸市買皆用鐵如中國用錢又以供給二郡」⁶⁷⁾

(現代語訳)「この国（弁韓 筆者）は鉄を産し、韓・濊・倭はそれぞれここから鉄を手に入れている。物の交易にはすべて鉄を用いて、ちょうど中国で錢を用いるようであり、またその鉄を楽浪と帯方の二郡にも供給している。」⁶⁸⁾

この記事は、倭人が楽浪・帯方2郡時代（204年頃以降313年頃まで）の3世紀⁶⁹⁾に弁韓（のちの加耶）の鉄資源を入手していたことを記すのである。佐藤信ほかは、この点を敷

65) 范曄、註4前掲書、3861頁。

66) 藤堂明保ほか全訳注『倭国伝-中国正史に描かれた日本』（東京、講談社、2010年）、30頁。

67) 陳寿、註2前掲書（『三国志（百衲本）』）、『魏志』弁辰伝、4629頁。

68) 今鷹真・小南一郎訳、陳寿『正史 三国志4』（東京、筑摩書房、1993年）、468頁。

69) 後漢末（204年頃）に公孫康が楽浪郡の南半を割いて帯方郡を設置。313年頃に高句麗に併呑されて両郡滅亡。

衍して、「この加耶の鉄やその他の先進的な文物を日本列島に輸入するのに中心的な役割を果たしていたのは伊都国・奴国など、玄界灘沿岸の勢力であった。」⁷⁰⁾、そしてこのことは、「弥生時代にもたらされた中国鏡の分布がこの地域に集中し、また弥生時代の鉄器出土量が多いことから疑いない。」⁷¹⁾、と明記している。定説であろう。時あたかも、その2世紀末から3世紀前半はまさに卑弥呼の時代である。卑弥呼は倭国乱のあった靈帝光和年間（178－183年）⁷²⁾に倭の諸国によって女王に共立されたのである（没したのは248年前後⁷³⁾）。

そうすると、仮に邪馬台国近畿説をとれば、共立された女王卑弥呼を盟主とするいわゆる邪馬台国連合が、3世紀初ないし中葉には、玄界灘沿岸勢力に代わって鉄資源等輸入ルートも抑え、少なくとも畿内から北九州に及ぶ列島の規模での統一連合政権として誕生していたことになる。そしてこのことは、当然に陳寿の知るところとなったであろうが、しかし、『魏志』倭人伝は親魏倭王の都する邪馬台国の所在についてすら、不弥国から水行三十日陸行一月という遠絶の地にある旨を記すのみである。これでは肝心の、（近畿説の主張する）盟主国の所在を不明と記すに等しい。しかしそれは、その基本的な性格は「軍事情報誌」⁷⁴⁾である、とされる『魏志』東夷伝に関する正当な理解ではない（九州説を採れば、不弥国から1,300里の近傍の地であり、ほぼ特定され得る。）。加えて、『魏志』倭人伝は、卑弥呼が自らを共立した北部九州の伊都国・奴国などをはじめ約30国を支配下においているとは記すものの、一方で、依然として女王に服属せず緊張関係の続く強国・狗奴国の存在、その主たる政権基盤が鬼道による宗教的權威のほかは魏王朝による冊封と庇護にあること、そして卑弥呼の死直後からの内乱の再発などを明記している。卑弥呼による、畿内から北九州にまで至る列島の規模でのゆるぎない政治的統合には極めて程遠い倭人社会の実態を垣間見ることになる。要するに陳寿は、当時の倭人社会全体が卑弥呼による統一的な政治体制下にあるとは見ていなかった、それは確かなのである。

70) 佐藤ほか編『詳説日本史研究 改訂版』（東京、山川出版社、2008年）、32頁。本書は、「定説的な見方に即して記述しながらも、（中略）諸学説・諸見解を併記」（編者「まえがき」）していて、精確である。

71) 佐藤ほか、註70前掲書、32頁。

72) 倭国乱を『後漢書』、『隋書』は「桓靈（之）間」（桓帝在位＝147－167年、靈帝在位＝168－189年）、『御覽』、『梁書』、『北史』は「靈帝光和中」（178－183年）とし、『晋書』は「漢末」としている（以上いずれも「百衲本二十四史」）。さらに、『後漢書』東夷伝倭条の「安帝永初元年（107年 筆者）倭国王帥弁等獻生口百六十人願請見」の記事により倭国王の後漢への遣使から「住七八十年」とみても180－190年ごろとなる。

73) 『北史』の「正始中卑弥呼死」の記述から卑弥呼は正始9年（248）までに没したと推定される〔李延寿撰『北史（百衲本二十四史・元大德刻本）』（台北、台湾商務印書館、1973年）、14155頁〕。

74) 門脇、註45前掲書、10頁。

2) 記紀ほかの参酌—崇神朝

井上光貞は、「卑弥呼の時代は、はっきりしたことはいえないが、崇神のころになるであろう。しかし記紀の所伝によると、崇神の時には、大和朝廷の勢力は、ようやく中国地方に及んだばかりの時である。」⁷⁵⁾、すなわち、畿内大和の勢力の台頭は認め得るとしてもその勢力は九州には及ばず、「卑弥呼の時代にはなお、国土統一はできていなかった…」⁷⁶⁾、「3世紀の中葉には国土はまだ統一されていない…」⁷⁷⁾、と述べる。『古事記』の記す崇神天皇の崩年干支（戊寅年）⁷⁸⁾につき、258年説によったものと思われる。

また、福永伸哉（考古学）は、布留式期の初期に対応する古墳の出現は260年前後、そしてその直前の庄内式期（弥生終末期）が卑弥呼の時代であると論じている⁷⁹⁾。古墳の出現期については、最近の日本史上も、3世紀後半あるいは半ばすぎとする見解が多数説だと思われるが⁸⁰⁾、この古墳出現の前提となった、大和の勢力を中心とする広域の政治連合こそ、ヤマト政権にほかならない、とされる⁸¹⁾。そのヤマト政権の列島の規模への急速な勢力拡大は、したがって、邪馬嘉国・狗奴国両勢力間の抗争終結および卑弥呼の死を契機にその後間もなくの240年代末から250年代初め頃とみられるのである⁸²⁾。

さてもう一つは当時の税制である。以下、『魏志』倭人伝と記紀を対比したい。

まず、『魏志』倭人伝は倭の税制につき「収租賦有邸閣」として、「租」税と「賦」税が主たる税目であることを記述している。「租」が田租であることには特に異論はないと思われるが、「賦」税についてはいまだに定説がない。詳論は避けざるを得ないが、筆者はこれを、軍事物資の徴発のほか兵役・労役の義務を広く含むものと解釈している。わずか6文字ではあるが、軍事色の濃厚な記述であることおよび田租を記していることには留意が必要なのである。けだしそれは卑弥呼王権の性格と不可分だからである。その60-70年に及ぶ長期政権に配慮すれば、おそらくは少女時代にその鬼道の故に原始民主制的に女王に共立された卑弥呼は、やがて親魏倭王となり、軍事力増強の必要性からも租・賦の税制

75) 井上光貞『日本国家の起源』（東京、岩波書店、1960年）、48頁；津田左右吉『古事記及び日本書紀の研究（新書版）—建国の事情と万世一系の思想』（東京、毎日ワンス、2018年）、17頁ほか。

76) 井上、註75前掲書、41頁。

77) 井上、註75前掲書、69頁。

78) 倉野憲司校注『古事記』（東京、岩波書店、1963年）、257頁。

崇神天皇の崩年干支（戊寅年）につき、258年説のほか、198年説、318年説、331年説〔崇神天皇の推定在位期間を315-331年頃とする宝賀寿男説。宝賀寿男『巨大古墳と古代王統譜』（奈良、青垣出版、2005年）、44頁〕などがあるが、紙幅の都合上ここでは立ち入らない。

79) 福永伸哉『邪馬台国から大和政権へ』（吹田、大阪大学出版会、2001年）、12頁。

80) 佐藤ほか、註70前掲書、32頁。日本史教科書では、石井進ほか『詳説日本史 改訂版』（東京、山川出版社、2010年）、19頁；山本博文ほか『日本史B』（東京、東京書籍、2010年）、25頁；尾藤正英ほか『新選日本史B』（東京、東京書籍、2010年）、20頁など。

81) 佐藤ほか、註70前掲書、31頁。

82) 福永、註79前掲書、78頁、80頁、84-85頁。

を強化し、邸閣を充実させた。それは「原始的民主制の段階」(井上光貞説)の女王から初期的専制君主色を帯有した王への変貌であった。筆者は以上のように考えている(ここでの詳細は拙稿を参照していただきたい。)⁸³⁾。

次に『日本書紀』の崇神天皇の記事である。それは、「始めて人民を校へて、更調役を科す。此を男の弭調、女の手末調と謂ふ。」(傍点 筆者)と記す。「調は生産物、役は力役の賦課」(「調役」の表現は大化改新後)⁸⁴⁾である。『古事記』にも同様に、「初めて男の弓端の調、女の手末の調を貢らしめたまひき。」⁸⁵⁾とする記述がある。

吉川秀造は以下のように述べる⁸⁶⁾。最初の租税は『みつぎ』の形で発生した。『御供給』の義であって、支配者への物品の貢納と労力の提供の2種があった。崇神天皇の記事は、租税の起源を記すのではなくて、人口調査を行い調・役の租税制度を整理し賦課の方法を定め、以後規則的に原則として賦課することを定めたことを記すものであろう。「役(えたち)」の負担も、箸墓の築造記事にあるように、相当に重かった。そして、「崇神朝以来大和朝廷の勢力は大いに周囲にのび、朝廷の統一支配も次第に拡大せられ、またこの支配権の維持拡張のため軍隊も編成せられ、かくてこれら国政の維持拡大のためにも租税の徴収が行われ、ここに財政組織が成立したのである。」⁸⁷⁾と総括している。

確かに、記紀は、軍事に関し、崇神朝に東方十二道(記)や四道(紀)への將軍派遣を記す(ただし、記紀が九州南部・東北(熊襲・蝦夷)の平定を述べるのは後の景行朝である。)が、軍事色の濃厚な「賦」税の文字はない。また、「租」、すなわち田租の初見は顕宗天皇の即位前紀の「郡県を巡り行きて田租を収斂む」(『日本書紀』)であって、崇神朝には記述がない。

以上、当時の税制を勘案すれば、「『魏志』倭人伝には既に『租賦を収む』として田租と労役が課されていたことが知られるから、崇神の大和朝廷と卑弥呼の邪馬台国(筆者の考える北九州の邪馬嘉国連合勢力 筆者)とは、別の国家組織とみるのが自然であろう。」⁸⁸⁾とする宝賀寿男見解によるべきであろう。

83) 拙稿「魏志倭人伝『収租賦有邸閣』の解釈」(『税』第67巻第3号、東京、2012年)、156-180頁。(参照)井上、註75前掲書、165頁、167頁；上田正昭『日本古代国家成立史の研究』(東京、青木書店、1959年)、48頁；西嶋定生「『倭国』出現の時期と東アジア」(荒野泰典ほか『アジアのなかの日本史Ⅱ 外交と戦争』、東京、東京大学出版会、1992年)、33-34頁；日野開三郎『東洋史学論集(第9巻)北東アジア国際交流史の研究(上)』(東京、三一書房、1984年)、443頁以下。

84) 坂本太郎ほか校注『日本書紀(一)』(東京、岩波書店、1994年)、296-297頁。

85) 倉野、註78前掲書、104頁。

86) 吉川秀造『大日本租税志 別冊 日本財政史概説』(大阪、清文堂出版、1972年)、11-15頁。

87) 吉川、註86前掲書、16頁。

88) 宝賀寿男氏(大臣官房審議官などを歴任した元大蔵官僚。現在、弁護士。古代史の著述多数)より筆者宛の私信(2012年8月28日付け)の一部を引用させて頂いた。ここに御礼を申し上げます。

3) 小括

本節を総括すると、3世紀中葉のわが国はいまだ列島の統一には至っておらず、むしろ、①北九州勢力（伊都国・奴国などを含む邪馬嘉国連合）、②狗奴国勢力、並びに③畿内大和の新興勢力（『魏志』倭人伝にいう邪馬壹国勢力、すなわち初期ヤマト政権またはその前身）の鼎立状態にあったと結論づけることができるのである。なお、ヤマト政権による北部九州を含む列島の統一は、ヤマト政権と加耶・百済との密接な直接交流の生じる直前の、ほぼ4世紀前半と解されるのである。

2. 「邪馬壹国女王所都」の解釈

1) 「女王国」の意義

『魏志』倭人伝には「女王国」という文言が5回使用されている。その用例は以下の①-⑤のとおりである。なお、それぞれの文末の註記は、「女王国」に対応する「広志」（「広」と略す。）、「魏略」（「略」と略す。）、および「御覧」（「覧」と略す。）の記述を示す。

- ①「東南陸行五百里到伊都国（中略）世有王皆統属女王国」
〔註：「略」…王女（「女王」の誤り 定説）、「覧」…女王〕
- ②「自女王国以北其戸数道里可得略載其余旁国遠絶不可得詳」
〔註：「広」…女国。「略」と「覧」には記述なし〕
- ③「自郡至女王国万二千余里」〔註：「略」…女国、「覧」…女国〕
- ④「自女王国以北特置一大率檢察諸国」〔註：「広」、「略」、「覧」のいずれにも記述なし〕
- ⑤「女王国東渡海千余里復有国皆倭種」
〔註：「略」（『漢書』卷二十八下・地理志第八下・顔師古注）…倭国、「覧」…倭国〕

水野祐は上記「女王国」の意義につき、女王卑弥呼が、「親魏倭王の称号を受けたので、その女王の支配下にある国々を一括して女王国と称したものであり、（中略）女王国と邪馬壹国とは全く別な存在である。」⁸⁹⁾と述べるのは、そのとおりであろう。そしてこの理解は、「倭国」あるいは「女王国連合」を含意する上記用例①および⑤の「女王国」の解釈にも妥当する。しかし、西嶋定生は、この5用例からの解釈として、「この女王国とは、女王卑弥呼が支配する領域の総称ではなくて、その領域内の特定の地点を示す名称であり、それゆえ女王国とは女王が居住する国のこと、すなわち女王の都である邪馬台国そのものにほかならないことが判明する。」⁹⁰⁾と結論づけている。多数説なのであろう⁹¹⁾。

89) 水野祐『評釈魏志倭人伝』（東京、雄山閣出版、1987年）、165-166頁。

90) 西嶋定生「倭国連合の形成と構造」（白石太一郎・吉村武彦編『新視点 日本の歴史（全七巻）第二巻 古代編Ⅰ』、東京、新人物往来社、1993年）、24頁；同「『倭国』出現の時期と東アジア」（荒野泰典ほか編『アジアのなかの日本史Ⅱ 外交と戦争』、東京、東京大学出版会、1992年）、1-38頁。

91) 西嶋、註90前掲論文；佐原真『魏志倭人伝の考古学』（東京、岩波書店、2003年）、13頁；

また、この「女王国」を特定の国とする解釈は上記②③④の「女王国」には妥当する。

しかしそれは、『広志』、『魏略』および『御覧』の記す「女国」の意であって、伊都国近傍の邪馬嘉国と理解すべきである。「邪馬台国」を意味するものでないことは、すでに『御覧』の参酌により論述した(Ⅲ、2参照)。要するに『魏志』倭人伝が5例すべてを画一的に「女王国」としたのは厳密さを欠く。かつて、末松保和は、「五つの場合、すべてを女王国の三字を以て統一的に呼ぶ魏志よりも、或は女王と書き或は倭国とし、また或は女国となす御覧(さらには『広志』や『魏略』も。筆者)の文のやりかたを以て自然と考へるのである。」⁹²⁾と述べた。全く同感である。

2) 「自女王国以北・・・其余旁国遠絶・・・」(前頁用例2.1) ②) の解釈

山尾幸久によれば、ここでの「旁国」とは付近の国、近傍の国を意味するが、「何国の近傍かといえば、その直前に地理上の基準として置かれている『女王国』であって、『旁国』が『遠絶』だというのであるから、『女王国』そのものが『遠絶』とされているのである。」⁹³⁾と述べ、結局、「女王が都する邪馬台国そのものが『遠絶』とされているのである。」⁹⁴⁾と結論づけた。しかしここでの記述の前段の解釈には論理矛盾があつて筆者としては採り得ない。確かに「旁国」の本来の字義は「近隣の国」「近傍の国」「かたわらの国」であるが、ここではその「旁国」が遠絶とされているのであるから、「単に『近隣の国』といったような理解ではすまされない。『辺境の国』と解釈する説があるが、この解釈が妥当であろう。」⁹⁵⁾とする佐伯有清説により、あるいは「かたわらの国」と解すべきであろう。

そこで、「女王国」を「女国」とすると、上記用例②は、女国即ち邪馬嘉国より北方の国々についてはその戸数や道里を略載できるが、その他の方向につらなる(卑弥呼の支配領域内の)かたわらの国々あるいは辺境の国々は遠絶であつて詳細を知り得ない、と解釈される。

実は、その邪馬嘉国から遠絶の地にある旁国(辺境の国)の一つが女王の都する邪馬壹国なのである。思い起こせば、この用例②は、その直前の『魏志』倭人伝の記述、すなわち、「邪馬壹国女王之所都」は不弥国から水行30日陸行1月の遠絶の地にあるとする記述に、正に符合しているのである。

仁藤敦史「倭人伝にみえる国」(国立歴史民族博物館編『倭国乱る』、東京、朝日新聞社、1996年)、110頁；門脇、註45前掲書、40-41頁。

92) 末松、註56前掲論文、116頁。

93) 山尾、註27前掲書、36頁；同、註28前掲書、122-123頁；同、註31前掲書、88頁。

94) 山尾、註28前掲書、123頁；同、註31前掲書、88頁。

95) 佐伯有清『魏志倭人伝を読む 上 邪馬台国への道』(東京、吉川弘文館、2000年)、78-80頁。同旨：水野、註89前掲書、167頁。

3) 「邪馬壹国女王之所都」の真意

邪馬壹国は、邪馬嘉国 (= 女国) から遠絶の、そして不弥国からは南水行30日陸行1月の地にある旁国である、そこに女王卑弥呼の都があるとされるのである。しかし、『隋書』東夷伝倭国条「夷人不知里数但計以日」⁹⁶⁾(倭人は里数を知らない、ただ日をもって計っている。)と見下す中国史にあってのこの日数行程記事はいかにも不自然である。その理由を、白鳥庫吉は、日数記事は倭人からの伝聞であって、魏の南下気配を観取した倭人が「首都邪馬臺国が甚だ遠隔の地にあって到り難きことを説き、以て魏をして日本を征するの志なからしめんと図ったもの」⁹⁷⁾、と論じる。確かにそれは、魏への警戒を怠らなかった倭人が発信し、魏の倭国侵攻を牽制した首都防衛上の虚偽情報であると解される。もちろん、倭人のその窮極的意図からして、当該日数行程のみならず、最重要目的地「邪馬壹国女王之所都」こそまさに虚偽情報であると考えざるを得ない。けだしそうでないと虚偽の首都情報発信の倭人の必死の思いは水泡に帰す。さらに言えば、それは、当時すでに台頭著しかった大和の勢力を示唆し、その首都との混同を企図した情報ではなかったのか。そうであれば、卑弥呼は邪馬壹国にはいない。女王の都する邪馬壹国は実在しない。しかし仮に、定説にしたがって、邪馬壹国 = 邪馬臺国であるとすると、そして、筆者もそのように考えるが⁹⁸⁾、それは、女王卑弥呼の都する国ではなくて、初期ヤマト政権あるいはその前身にほかならない、と推定される。陳寿はヤマトの勢力の存在とその台頭を相当程度承知していたであろうから⁹⁹⁾、倭人から得た伝聞情報に疑念を抱きつつもあえてそのまま記述したのであろう。ここに倭人の賢明な企図は功を奏した。

最後に、「方位」の問題がある。特に伝聞日数行程の「南水行30日陸行1月」での方位「南」について、地理学の室賀信夫、海野一隆両氏の見解を傾聴したい。まず、室賀信夫は、「中国の東南海上に南に転倒した形態をとって描かれた日本こそ、魏晋の時代の中国人の日本についての地理的観念を、そのまま可視的に表現したもの」¹⁰⁰⁾と述べ、また、海野一隆も、日本の国土を「漢民族は南北方向の長大な列島だと信じこんでいたのである。(中略) 倭人の言う『東』が『南』に変えられる可能性は十分にある。」¹⁰¹⁾と論じてい

96) 魏徴、註5前掲書、11983頁。『北史』(列伝第八十二)倭国条にも同一文言による記述がある(李延寿、註73前掲書、14154頁)。

97) 白鳥庫吉「卑弥呼問題の解決」(白鳥、註22前掲書、79頁以下[140頁])。

98) 『後漢書』『梁書』『隋書』『北史』(以上いずれも「百衲本二十四史」)とも、邪馬「臺」国であるが、『翰苑』蕃夷部倭国条も張楚金の次の正文で始っている。「憑山負海、鎮馬臺以建都」。ここで「馬臺」は邪馬臺であろう。

99) 橋本、註40前掲書、98頁も、三国魏の時代でも、畿内大和を中心とするわが国の存在が何程かの程度で中国に知られていたであろう、とする。

100) 室賀信夫「『魏志倭人伝』に描かれた日本の地理像 地図学史的考察」(室賀信夫『古地図抄 - 日本の地図の歩み -』、東京、東海大学出版会、1983年)。

101) 海野一隆「漢民族の日本国土観 - 弘中芳男氏の疑問に沿って -」(『季刊 邪馬台国』第17号(昭和58年秋号)、福岡、1983年)。

る。大いに首肯できる。しかし、その結論として両氏は、邪馬台国大和説に至っているが、大和に在るのは女王卑弥呼の都する邪馬壹（臺）国ではない。すでに詳論したところである。

おわりに

一体、「女王之所都」は何処か、ということであるが、日数行程等に関する虚偽情報を排除すると、それは邪馬嘉国（=女国）に他ならない、これが結論である。そうすると、もちろんそこに卑弥呼は居る。卑弥呼は邪馬嘉国の女王であるとする記述はないが、彼女はそこに「倭」王として君臨しているのである。

本稿で、筆者はあらためて『魏志』倭人伝およびその他の関連史書を読み直し、あくまでも文言と論理にこだわり整合性を重視して推論した。その際に想像を逞しくすることや類推は極力避けた。問題は関連する史書の信憑性であるが、たといその全体的史書価値は低くても、史書中の一言に真実が隠されているかも知れないのである。その一言を看過してはならない、筆者はそのように考えて論述をすすめた。結果、幸いにして一つの解に達し得たので、以上をもって本稿を終わりたい。

（追記）

税法学研究の一環として、筆者はかつて、わが国最古の税制を考えた（拙稿「魏志倭人伝『収租賦有邸閣』の解釈」。本稿、註83参照）。本稿は、その前提ともいうべき邪馬台国位置論に関する私見を提示したものである。